

## 「バングラデシュの基本法制に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

川 西 一

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）は、人口約1億5000万人を有する巨大市場として、また、特に繊維業等の新たな生産拠点として、継続的な経済成長を遂げ、日本企業の進出も拡大しており、注目を集めつつあります。また、近年、いわゆるチャイナ・リスクの顕在化により、日本企業の東南アジア諸国への進出意欲が旺盛であり、その関心は、「ラスト・フロンティア」と呼ばれるミャンマーのみならず、さらに西のバングラデシュにも向かい、今後もこの動きは加速することが予想されます。

バングラデシュでは、投資にあたっての手續面、法制度面等が日系企業の投資拡大の阻害要因になっているという指摘もあり、これらの面での改善は、同国における「法の支配」の確立のみならず、我が国企業の活動の円滑化にも資すると思われまます。我が国は、バングラデシュに対する最大の援助国の一つとして、経済協力を中心に良好な友好関係を構築・維持しており、ガバナンス分野においては、行政能力の強化を中心に支援を実施してきました。そして、近年の新たな動きに呼応し、今般改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」では、新たに同国を重点支援対象国の一つと定め、経済法等の分野における支援を行う方針が表明されています。

バングラデシュ法制の調査研究は、同国の法律情報に対する需要が少なかったこともあり、他の東南アジア諸国と比べ、未だその数は多くはありません。そこで、本調査研究では、まず、同国の憲法を始めとする基本的な法体系、統治機構、司法制度等の基本事項について調査した上で、特に日系企業の投資環境整備に関係する会社法等の経済法の分野についても広く情報を得ることを目的としました。

本調査については、アジアを対象とした企業法務や投資案件に従事し、バングラデシュ法務に関するセミナー講師やバングラデシュに進出する日本企業の法務顧問を務めるなど、バングラデシュ法制に精通した栗津卓郎弁護士に委託させていただきました。栗津弁護士におかれては、所属する曾我法律事務所の若手弁護士とチームを組んで本調査研究を行い、提携関係にあるバングラデシュ現地の法律事務所あるいは同国政府機関に直接照会するなどして、できるだけ正確な情報の収集に努めて頂きました。本調査研究にご協力頂いた皆様には、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

なお、本調査研究は、2014年3月時点での法制度を前提として行われており、その後の新規立法及び法改正等についてはフォローしておりませんので、読者の皆様におかれましては、その点にご留意の上、本調査研究をご活用頂ければ幸いです。